

2019年1月15日

株主各位

兵庫県尼崎市西立花町五丁目12番1号  
東亜バルブエンジニアリング株式会社  
代表取締役 社長執行役員 笹野 幸明

譲渡制限付株式報酬制度による自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2019年1月15日開催の当社取締役会決議により、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 9,526株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式1株につき 金1,105円
4. 給付金額の総額	金10,526,230円
5. 現物出資財産の内容及び価額	2019年1月15日開催の当社取締役会決議に基づき、下記6.記載の当社の取締役6名に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金10,526,230円（処分株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金1,105円）を出資の目的とする。
6. 処分先	当社の取締役（※） 6名 9,526株 ※監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2019年1月30日

以上